

議員発議第2号

「かすみがうら市議会議員の政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について」の修正案

原案	修正案
(議員及び市民の責務) 第2条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 市職員の採用、昇格又は異動に関しての推薦<u>若しくは</u>紹介の依頼 (3) <u>～</u>(4) (略)	(議員及び市民の責務) 第2条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 市職員の採用、昇格又は異動に関しての推薦<u>又は</u>紹介の依頼 (3) <u>及び</u>(4) (略)
(政治倫理基準) 第3条 (略) (1)～(4) (略) (5) 市職員の採用、昇格又は異動に関して、推薦、紹介等の有利な取り計らいをしないこと。 (6) <u>～</u>(7) (略) (8) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、その他のその地位を利用して嫌がらせをし、強制し、<u>若しくは</u>圧力をかける行為、<u>政党若しくは政治団体の機関紙を購読するよう勧誘し、若しくは配布する行為又は</u>人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 <u>(9) 市から補助金等の交付を受けて運営している団体の代表者に就任しないこと。</u> 2 前項第4号から<u>第9号</u>までの規定は、市が関係する地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第221条第3項に規定する法人及び法第284条第1項に規定する組合についても適用する。 3 (略)	(政治倫理基準) 第3条 (略) (1)～(4) (略) (5) 市職員の採用、昇格又は異動に関して、推薦、紹介等の有利な取り計らいをしないこと。 (6) <u>及び</u>(7) (略) (8) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、その他のその地位を利用して嫌がらせをし、強制し、<u>又は</u>圧力をかける行為 <u>及び</u>人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 <u>(9) 庁舎内において、政党又は政治団体の機関紙を購読するよう勧誘し、又は配布する行為をしないこと。</u> <u>(10) 市から補助金等の交付を受けて運営している団体の代表者に就任しないこと。</u> 2 前項第4号から<u>第10号</u>までの規定は、市が関係する地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第221条第3項に規定する法人及び法第284条第1項に規定する組合についても適用する。 3 (略)
附 則 この条例は、<u>令和8年4月1日</u>から施行する。	附 則 この条例は、<u>公布の日</u>から施行する。